

3 地域猫対策支援事業

本県では、平成28年度から「地域猫対策支援事業」を始めた。事業の内容は、地域猫対策計画を認定された方への①不妊去勢の無料手術券の交付、②認定を受けた地域猫対策であることを示す標章の交付、③地域猫対策実施者の腕章の交付、④捕獲おりの貸出、⑤支援ボランティアの紹介がある。

(1) 地域猫の手術

センターでは手術券の対象となる地域猫の不妊去勢手術（オスは精巣全摘出術、メスは原則として卵巣子宮全摘出術）を行うとともに、手術済みであることを外部から容易に確認することができるよう、耳先をV字にカット（オスは右耳、メスは左耳）する。

不妊去勢手術実施済みの猫は、V字カットのみ実施する。

実施件数

	不妊去勢手術 実施数	耳先V字カット 実施数
オス	24	24
メス	27	28
合計	51	52

(参考)

地域猫対策とは、飼い猫以外の猫に対し、継続的に又は反復して給餌、給水および排泄物の適正な処理を行うとともに、当該猫が生殖をすることができる場合にあっては、生殖を不能にする手術（不妊去勢手術）を行うことをいう。